

## 教育・保育の量の見込みと確保策等見直しの考え方について

### (1) (実績) 教育・保育の利用者の見込みと確保策

令和元年度から、第2期子どもをみんなで育む計画の始期である令和2年度、令和3年度（各年4月1日現在）の教育・保育の実績数です。

上段の実績数は、保育認定を受けた各児童数を示し、下段の定員数は、教育・保育施設の施設定員数を示しています。

表の令和2年度、令和3年度のカッコ内は、第2期子どもをみんなで育む計画における計画（量の見込み）数値を表しています。

市全域

単位：人

利用区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
実績数	未就学児児童数	13,350	13,915 (13,882)	14,106 (14,112)	
	児童申込者数	2号認定（3歳児以上）	3,082	3,410 (3,107)	3,702 (3,488)
		3号認定（0歳児）	466	465 (498)	450 (512)
		3号認定（1・2歳児）	2,365	2,521 (2,469)	2,633 (2,601)
		合計	6,132	6,396 (6,074)	6,815 (6,601)
		1号認定（3歳児以上）	131	118	106
定員数	認可保育所 小規模保育事業所 認定こども園	2号認定（3歳以上）	3,043	3,817 (3,707)	4,118 (4,556)
		3号認定（0歳児）	437	726 (704)	808 (857)
		3号認定（1・2歳児）	2,190	2,416 (2,346)	2,766 (2,871)
		合計	6,132	6,959 (6,757)	7,692 (8,284)
	確認を受けない幼稚園	114	114	120	
	確認を受けない幼稚園	2,820	2,820	2,820	

\*確認を受けない幼稚園とは、新制度に移行していない幼稚園です。

（現在、本市の私立幼稚園は、すべて、新制度に移行していない幼稚園になります。）

### 教育・保育の量の見込みと確保策に係る見直しの考え方

認可保育所待機児童数は、保育所等整備により減少し、令和3年4月1日時点で、待機児童の解消に至りました。しかしながら、0～5歳の子どもの増加による需要プラスの要因やコロナウィルス感染症拡大の影響による一時的な需要マイナスの要因など、各家庭を取り巻く環境に変化が生じています。それらを踏まえ、令和5年度、令和6年度の保育需要（量の見込み）に対する確保策を講じていきます。

また、区域設定については、上位計画である総合計画に合わせ、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定します。

※ 区画整理事業の進捗により、現計画から地区の変更が生じているため、修正を加えます。

#### 《認可保育所待機児童数（国基準）※》

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成28年度	8	99	28	9	2	0	146
平成29年度	4	50	34	2	2	0	92
平成30年度	0	24	1	4	0	0	29
令和元年度	4	26	6	6	0	0	42
令和2年度	2	23	1	0	0	0	26
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0

各年度4月1日現在

※ 認可保育所待機児童数（国基準）とは、「保育所等利用待機児童数調査要領」で、待機児童の計算の基準を厚生労働省が定めたものです。

#### 《認定区分》

認定区分	対象者	本市の施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	公立幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

《学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数》

学童クラブの入所状況は、平成 28 年度から 12 か所の学童クラブを増設し、入所児童数も 1,303 人増加しています。

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入所児童数	1,303	1,515	1,765	2,120	2,481	2,606
か所数	24	27	28	31	34	36

各年度4月1日現在

※学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とする施設です。

(2) 障害児に対する障害福祉サービスの見込み量と確保方策

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、児童発達支援センター（つばさ学園）の事業を充実し、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、保育所や幼稚園等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。なお、見込量及び方策は、第6期障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画の計画期間にあわせ令和3年度～令和5年度の3か年間とし、本計画の見直しに併せて見直します。

■ 児童発達支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	2,739	3,119	3,499
	利用者数 【人/月】	249	284	318
②確保方策	<p>○児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。</p> <p>○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。</p>			

## ■ 医療型児童発達支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	1	1	1
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○本市には医療型児童発達支援を実施する事業所はありませんが、人口の増加によって理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児の増加も見込まれるため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。			

## ■ 居宅訪問型児童発達支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	3	3	3
	利用者数 【人/月】	1	1	1
②確保方策	○対象となる障害児の把握を行いながら、児童発達支援センターと連携し必要な見込量を確保します。			

## ■ 放課後等デイサービス

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	4,023	4,491	4,959
	利用者数 【人/月】	309	345	381
	市内事業者数	25	26	27
②確保方策	<p>○子育て世代の人口増加に伴って、今後も放課後等デイサービスを利用する障害児の増加が見込まれます。十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、新規参入を積極的に呼び掛けて見込量の確保に努めます。</p> <p>○県が指定する放課後等デイサービス事業所が、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき一定の質を確保しているかを常に注視し、質の高い支援体制を確保していきます。</p> <p>○重症心身障害児及び医療的ケア児が市内においてサービスを受けられるような体制を確保していきます。</p>			

■ 保育所等訪問支援

①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 事業担当課	障害者支援課

②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【日/月】	24	28	36
	利用者数 【人/月】	12	14	18
②確保方策	<p>○保育所等訪問支援は、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進にあたり、非常に大切な事業であることから、事業を実施する児童発達支援センターつばさを中心に、障害者支援課、子ども家庭部及び教育委員会が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。</p>			

## ■ 障害児相談支援

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。
(2) 事業担当課	障害者支援課

### ②見込量及び確保方策

単位：人／月

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	利用日数 【人/月】	130	160	200
	市内事業 所数	11	12	13
②確保方策	<p>○既存及び新規の障害児通所支援等事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。</p> <p>○障害児相談支援を行っている市外事業所へ市内でのサービス提供を働きかけ市内においてもサービスが受けられるような体制を確保します。</p> <p>○流山市地域自立支援協議会を中心に指定障害児相談支援事業者、サービス提供事業者との連携を取りながら、相談支援体制の拡充を図ります。</p>			

## ■ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について

### ①事業の概要

(1) 事業の概要	保育所等の子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が、希望に沿った利用ができるよう保育所や幼稚園、認定こども園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を図ります。	
(2) 事業担当課	障害者支援課	
①量の見込み	令和5年度末における 目標値	備考
保育所における障害児の受入れ 人数	71人	うち医療ケアが必要な児童数 10人
幼稚園（認定こども園を含む） における障害児の受入れ人数	21人	うち医療ケアが必要な児童数 3人
放課後等児童健全育成事業（放 課後児童クラブ）における障害 児の受入れ人数	132人	うち医療ケアが必要な児童数 8人
②確保方策	○保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児	

	<p>童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては教育総務課等の関係課や障害児通所サービス事業所、障害児相談支援事業所とも連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○保育所等訪問支援サービスについて周知を図り、保育所等における支援方法について共有するとともに、安定した保育所等の利用ができるよう、事業の普及に向けた関係機関等の協力体制を整備します。</p>
--	---